

「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部より人権委員会事務局に宛てた口上書（現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、ドウドウ・ディエン氏の報告書に関するコメント）」に対するコメント

作成：人種差別撤廃 **NGO** ネットワーク

2007年2月26日

連絡先：反差別国際運動日本委員会（**IMADR-JC**）

〒106-0032 港区六本木 3-5-11 Tel: 03-3568-7709 Fax: 03-3586-7448

E-mail: imadrjc@imadr.org <http://www.imadr.org>

総論

私たちは、現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者であるドウドウ・ディエンさんによる日本公式訪問報告書（ディエン報告書）を、日本における人種主義・人種差別・外国人嫌悪の問題を、法的側面にとどまらず社会的・歴史的な文脈にまで踏み込んで包括的に捉えた初めての国連文書であると認識し、これを歓迎しています。私たちはその立場から、同報告書を契機として日本政府を含む政策責任主体が「異なる他者」の存在を再認識し、それらの人びとが直面する現状とその背景にある社会的、経済的、政治的構造ならびに歴史や固有の文化について理解を深め、報告書により勧告がなされた諸事項を誠実に履行することを求めてきました。

私たちは、日本政府がディエン特別報告者による公式訪問を受け入れ、必要な支援や情報を提供することを通じて特別報告者に協力してきたことには一定の評価をするものです。しかしながら私たちは、「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部より人権委員会事務局に宛てた口上書（現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、ドウドウ・ディエン氏の報告書に関するコメント）」（以下、口上書）の内容を大変遺憾に思っています。なぜなら口上書は、「反論文書」としてしか認識できない内容になっており、ディエン報告書のもっとも重要な指摘である「日本には人種差別・外国人嫌悪が確かに存在する」との指摘への何らの返答も含んでいないからです。また、報告書により勧告された諸事項の履行に向けた基本認識や積極的姿勢がまったく示されておらず、報告書による問題提起を真摯に受けとめ、積極的な協議を続ける姿勢も示されていません。また、既存の法律や施策の存在を羅列するに留まっている部分が多く、差別が発生している現場の実態を日本政府として積極的に把握し、その実態に立脚した議論をしようとしぬ姿勢が明らかです。私たちは、ディエン報告書の意義・価値を根本から否定するような文書を作成・提出した日本政府の良識を疑います。同時に、口上書が特に触れていないディエン報告書の指摘や勧告については、日本政府がそれらを受け入れ、とりわけ勧告については履行方針を持っているものと認識し、その実施を強く求めます。

口上書の要旨において日本政府は、日本国憲法によって、いかなる差別もなく法の下での平等が保障されているとして、あたかも日本には差別がないかのような前提認識を披露しています。しかし私たちは、現実には法制度そのものが差別的なままに残されている場合があると認識しており、そのことを認識せずして差別と闘うことは出来ないと考えます。例えば、現行憲法下で、社会的身分の典型例である婚外子は「法の下での平等」を保障されたことはありません。相続分が婚内子の二分の一とされる等の民法による差別、また戸籍への記載により婚外子であることが明瞭になることが社会的差別につながるなど、婚外子に対する法制度上の差別は、現在も歴然と維持され続けていると認識しています。

また、日本政府は口上書の要旨において、沖縄の米軍基地問題は「人種差別の問題とは何の関係もない」とし、また、第二次大戦中の「強制労働」、「従軍慰安婦」問題などは「『現代的形態の』差別の問題とは何の関係もない過去の問題」とし、それをもってディエン報告書には「特別報告者の権限を越えた記載が数多く見られる」と主張していますが、この主張は現代的形態の人種主義・人種差別についての日本政府の極めて著しい理解不足を露呈するものだと考えます。

沖縄に米軍基地が極度に集中していることは、過去の歴史における日本による植民地主義・人種／民族差別・自己決定権の否定の問題と密接に関係しており、その結果の表出なのです。その意味において、それは現代的形態の人種主義・人種差別として捉えられるべき問題です。また、「強制労働」や「従軍慰安婦」の問題についても、やはりそれは過去の歴史における日本による植民地主義・人種／民族差別の問題と密接に関係しており、被害者が今なお救済を訴えており根本的な解決がなされていない以上、現代的形態の人種主義・人種差別として捉えられるべき問題です。その意味において私たちは、「歴史的な側面を扱うことを『現代的形態』に関する報告者の権限外だとして任務を制限すれば、氷山の見えない部分が触れられないままになる。(中略)歴史は差別が発現し形成される過程であるから、人種主義・人種差別の深い根にあるものに焦点をあてる必要がある」(国連人権理事会第2会期における特別報告者の発言より)との特別報告者の立場を強く支持するものです。

また、日本政府は口上書の要旨において「報告書には事実誤認が少なくなく、また勧告の多くはこれらの事実誤認に基づくものである」と指摘していますが、いくつかのパラグラフの事実誤認については、ディエン報告者によって2006年3月31日付けで出された正誤表(E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1)を踏まえておらず、したがって不適切な指摘になっています。「反論」を展開するにあたって踏まえるべき文書を踏まえていないことについて、私たちは日本政府の猛省を促します。例えば11段落については、同正誤表により、「人種差別は憲法第14条によって禁止されているが、裁判所はその自動執行性を認めていない。また、人種差別を限られた範囲で禁止する法律もいくつかあるが、適用範囲・効力ともに不十分である。」「人種差別の撤廃をとくに目的とし、被害者に十分な司法的救済を提供する法律は、現時点では存在しない。」と修正されていますが、口上書の要旨におけるコメントは、この修正に基づいていません。

さらに82段落についても、同正誤表により、「学校教科書の内容の決定が、国レベルでの説明責任を問われることなく行なえることを懸念する。」「上記の最低限の内容上の要件が学校教科書に盛り込まれることを保障するために、学習指導要領を改訂するよう勧告するものである。」と修正されていますが、口上書の要旨におけるコメントはこの修正に基づいていないので不適切なものになっています。

口上書の要旨において日本政府はまた、「沖縄の人びとのなかには、……沖縄が独立領になることを望む者もいる」との報告書の記述について、特別報告者が報告書執筆前に沖縄を訪問していないことや、地方自治体としての沖縄県がそのような見解をとっていないことをもって、沖縄県民の意見を代表するものとは見なせないと指摘しています。しかしながら、特別報告者が沖縄を訪問せずとも沖縄出身者から意見聴取を行なうことは可能であるし、特別報告者はその意見を沖縄県民を代表するものとして報告書に記述しているのではないことはその文面からも明らかです。

また、事実認識として、日本政府は、自らが2001年8月に人種差別撤廃委員会に提出した「人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する最終見解に対する日本政府の意見」のなかで、「沖縄の住民が日本民族とは別の民族であると主張する人々がいることは承知している」としており、このこととディエン報告の記述は矛盾していないはずですが、さらに、独立領と明示しないまでも、沖縄においては日本の他の地域とは違って、特別県制や単独道州制など独自の政治・行政制度の確立を求める提案が少なくなく、こうした提案によって沖縄の自己決定権の回復が途切れることなく主張されてきたことははっきりとした事実には他なりません。それにもかかわらず、沖縄が独立領になることを望む人びとが存在するという事実

そのものを否定することは、日本政府には出来ないはずで

以下、口上書の要旨以外でなされている、ディエン報告書の各パラグラフについての日本政府のコメントについて、私たちのコメントを付します。

私たちは、日本政府が、口上書によって表明されている非積極的な態度を改め、日本社会には「見えなくされてきた人びと」「存在をきちんと知らされてこなかった人びと」が確かに存在し、そのことを社会的・歴史的背景を含めて認識し、適切な方策を講じることなしに、多文化共生社会の構築は不可能であるとするディエン報告書による主張の原点に立ち返るよう期待します。そして、被差別部落の人びと、アイヌ民族、沖縄の人びと、日本の旧植民地出身者とその子孫、外国人・移住労働者などに対する人種差別の存在を公式に認め、それを撤廃する政治的意志を表明することや、被差別集団の実態調査の実施、差別を禁止する法律の制定や問題に対処するための国内機関の設置、歴史教科書の見直しなど、24項目にわたってなされた包括的な勧告を積極的に履行するよう要請します。また、人種差別の現場の実態に立脚するためにも、日本政府とマイノリティ当事者・人種差別の撤廃に取り組む NGO との建設的な協議・対話を実現するよう、あらためて要請するものです。

各パラグラフへのコメント

1．パラ 3（東京都知事との面会）

政府「口上書」が取り上げている報告書の部分は、面会が実現しなかったという事実に関して遺憾の意を示しているものであり、「口上書」第 1 段落のように、その原因が何であったか、ましてどちらの側にあったかという文脈で書かれたものではない。

人種差別的発言が著しく話題となった都知事との面会が実現しなかったことに遺憾の意を示すのは、特別報告者による公式訪問の目的を考えれば自然なことである。

【作成：IMADR-JC】

2．パラ 8（在日コリアンの強制連行）

朝鮮人強制連行との用語の「強制」とは肉体的及び精神的なものを含むものであり、この概念は遅くとも 20 世紀初頭には国際的にも日本国内的にも確立されていた。

故に日本政府は、1938 年の国家総動員法により 1939 年から 1945 年までに朝鮮半島から日本国内への強制連行を 66 万 7684 人と明らかにしている。（厚生省勤労局から GHQ に提出し、米国戦略爆撃調査団がまとめた資料（注）、1990 年 6 月 6 日の国会第 118 回参議院予算委員会でも確認済み。）すなわち、1939 年からの連行形式は「募集」（1939 年 9 月～1942 年 1 月）、「官斡旋」（1942 年 2 月～1944 年 8 月）、「徴用」（1944 年 9 月～1945 年 8 月）形式であった。

ところが日本政府の反論は、上記の「募集」、「官斡旋」を意図的に削除し、1944 年 9 月以降の「徴用」期のみ述べている。

次に日本政府は「『朝鮮半島出身の労働者』が日本に送られたのは、1944 年 9 月から 1945 年 3 月までの間のことに過ぎない。」としているが近年、日本政府が韓国政府に引き渡した強制連行名簿から、1945 年 3 月以降も、下関（日本）と釜山（朝鮮半島）以外のルートで日本に連行されていることが明らかになっている。

さらに 1939 年以前に日本国内で居住していた在日朝鮮人に対し、1942 年 9 月以降に「徴用」により全面的な強制連行がなされたことも明らかになっている。（第 1 回だけで約 5000 人、以降の統計を日本政府は非公開）

問題は、日本政府が所有している膨大な強制連行資料をプライバシーと称して非公開にしているところにある。例えば、朝鮮人強制連行犠牲者を含めた名簿 13 万 7406 名分を 1946 年に作成し保存しているが、その公開を一貫して拒否している。その理由は「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来る情報」であり『情報の公開に関する法律』の「第 5 条第 1 号に該当する」（2002 年 9 月 3 日・厚生労働大臣。厚生労働省発 0903001 号）とした。しかし、同法律では「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」としているのであり意図的な情報隠しである。

注：表は添付資料参照

【作成：朝鮮人強制連行真相調査団】

3．パラ 20（被差別部落の子どもの高校進学率と雇用）

1. 高校進学に関わった全国的なデータとしては、別紙 がある^注。
2. これによれば、1960年代前半では半分以下であった部落の高校進学率は、特別の奨学資金制度の創設等により次第に向上し、1997年では、全国96.5%に対して部落92.0%とその差が4.5ポイントまで接近してきている。
3. しかしながら、1975年の全国91.9%、部落87.5%（格差4.4ポイント）以降、格差が4から7ポイント程度開いたままであるという問題がある。
4. また、この表は、高校へ入学した時点で作成されたものであるが、卒業時点で作成すると10ポイント程度の格差が存在している。その理由は、部落の高校生の中途退学率が部落外と比較した場合、2～3倍になっているからである。
5. さらに、2002年3月末で、「特別措置法」が終了し、高校進学のための特別の奨学資金制度が廃止されたこと、格差拡大社会の進行等の事情を考慮した場合、せっかく高まってきた部落の高校進学率は、低下しているおそれが大きい。その現状を明らかにし、適切な施策を実施するために、文部科学省は部落の高校進学の実態を調査する必要がある。
6. 大学進学状況をみれば、1997年時点で全国40.7%に対して部落は28.6%で、大きな較差が存在している。
7. また、若年層の雇用については、2000年に大阪府が府内の部落を対象に実施した調査によれば、部落内の失業率はどの年齢層においても府内全体の失業率を上回っていた。特に15～19歳、20～24歳の年齢層では男・女ともに約2倍となっている（別紙 ）^注。これらのデータより、高校に進学せず、あるいは進学しても中途退学をし、その一方で仕事に就いていない部落の若者の像が浮き彫りになっている。

注：別紙は添付資料参照

【作成：部落解放同盟(BLL)・部落解放・人権研究所(BLHRRRI)】

4. パラ 33（京都府における在日コリアンへの差別）

京都府は府内外国人登録者数、54208人（2005年末現在）のうち、韓国・朝鮮籍者が64.1%であり、「ウトロ」や「東九条」など、劣悪な生活環境のもとでの集住地域が形成されるなど、植民地政策と戦後の差別的政策が与えてきた影響がいまだに強く残る都市でもある。

京都での在日韓国・朝鮮人への差別・人権侵害状況を見てみると、まず在日外国人高齢者・障害者の生活福祉の不平等性が指摘できる。制度的無年金のため80歳を超える高齢であるにもかかわらず就労を余儀なくされている人も多く、また識字率が低い情報にアクセスできず、本来受けられる福祉サービスが受けられない。またこうした人々をサポートするための「民生児童委員制度」にも、運用上の国籍差別があり、在日韓国・朝鮮人はこうした公的な役割から排除され続けている。

次に、後に詳しく触れられるが朝鮮（民族）学校や日本の公立学校に通う子どもたちの民族教育の権利が保障されていない問題など、教育についても深刻な差別がある。また約90%の在日韓国・朝鮮人は通名（日本的氏名）を使用しており、自らの出自を明らかにし難い状況にある。

また近年、京都でも新たに日本へ定住する外国人が増えているが、入居差別はあとを立たず、在日コリアンでさえも入居差別を受けるケースがいまだに多い。

そして、新たに日本に定住する外国人、留学生も増加しているが、府内で医療通訳を派遣できない病院がたくさん生じており、必要とされる患者に医療通訳が派遣されない現状が続いている。

このようにいまだに差別が現存し、困難な状況にあるマイノリティを放置しておくことは、差別意識を助長し、かつ外国人嫌悪を促進することにつながるものであり、早期に解決が図られなければならない。

【作成：京都コリアン生活センターエルファ】

5 . パラ 51 - 53 (沖縄)

今回の日本政府口上書では、「人種差別」の問題ととらえることは適切ではない」、「沖縄県民への負担を着実に軽減してきた」、などと 2001 年の人種差別撤廃条約における政府報告書と比較して何ら変化は無く、同条約遵守への真摯な対応は見られない。過去の歴史を踏まえた上で沖縄人自らが「人種差別である」と認識しているのであって、第 2 次大戦後 60 余年も経てもなお過重な米軍基地の負担を強いられており、基地負担が「軽減された」とは全く実感していない。日本政府における認識の欠如を補うため、以下にコメントする。

【琉球併合】

琉球併合は 1879 年 3 月 25 日、処分官松田道之が警察巡查 160 名余、熊本鎮台兵約 400 名を伴って琉球王府（藩王代理人今帰仁王子）に対し行われた。琉球併合は条約法に関するウィーン条約第 51 条「国の代表者に対する強制」違反であり、同条の前提となった慣習国際法上からも無効であると考えられる。

【同化政策】

1872 年以降、日本政府は琉球併合に至る過程において「琉球王は天皇家の血統をひく」との血統主義や、名詞と動詞の語順を例に用いて「沖縄語と日本語は語源を同じ」くする言語であること、「儀式の所作は小笠原流」などと身勝手な根拠で規定し、同化政策を始めた。また、琉球の伝統的宗教上の聖地（御嶽）に鳥居が立てられるなど、暴力的な同化政策を行ってきた。よって日本政府は、人種差別撤廃条約第 5 条 d 項（ ）思想・良心及び宗教の自由についての権利を保障する締約国義務に違反している。

【人種差別】

明治時代から第 2 次世界大戦まで、沖縄人は日本人から「リキジン」と呼ばれていた。1903 年日本政府主催の第 5 回勧業博覧会（大阪）では、会場周辺に営利目的で「学術人類館」という見世物小屋が建てられ、琉球人女性 2 人がアイヌ民族や台湾原住民族、朝鮮民族らと共に「展示」された。1917 年、日本政府によって「琉球歌劇」の上演が禁止され、1947 年には警察により沖縄芝居の禁止令を出し、上演するにも台詞は日本語に翻訳してやるよう命令が出された。1924 年関西の工場などでは「朝鮮人・琉球人お断り」という看板が掲げられ、民族的な就職差別が行われた。1923 年の関東大震災の際、多くの在日コリアンらが民族差別で警察官や自警団に虐殺された。沖縄人も逮捕、殺害された事例がある。これらは、先住民族労働者の適切な民族的環境で生活する権利を規定した ILO 第 50 号条約第 8 条に違反している。1945 年、興味深いことに日本政府は「語源を同じ」くする琉球語の使用を禁じている。沖縄戦当時、日本軍司令部は「沖縄語の使用を禁ずる。沖縄語をもって談合する者はスパイとみなして処刑する」との命令を出している。実際に多くの沖縄住民が沖縄語を使ったためスパイと見なされ殺害された。これは人種差別撤廃条約第 5 条 d 項（ ）意見及び表現の自由についての権利を保障することに違反している。

【米軍基地から派生する騒音、健康被害、事件事故】

「航空機・ヘリコプターの騒音を理由とする訴訟」、つまり新嘉手納爆音訴訟の一審判決（2005年2月17日）に対し日本政府は「原告有利の判決」としているが、被害地域を極端に狭く認定し、聴力損失者の騒音との法的因果関係を否定し、また夜間飛行の差し止めを「第三者行為論」で退けるなど、何ら抜本的解決が見られない判決であった。日本政府のいう「航空機騒音規制措置」において、「運用上、必要最小限の飛行」と判断するのは米軍であり、どんな飛行が必要最小限なのか沖縄人が感知することはできない。米軍航空機事故は1972年～2003年で277件である¹。日本政府は米軍関係者が関わった事故について、「地元警察によればこのような事件の件数は2004年以降減少傾向にある」としているが、その以前の1997年から2003年までは増加傾向にあり、また2003～2004年時は、イラク派兵により在沖米軍人自体が減っていたのであり、そのような過去2年間のデータのみを用いて無判断に「減少傾向にある」とする論拠を残念に思う。

【沖縄振興開発計画について】

確かに日本政府は沖縄開発庁の設置、沖縄振興開発計画、沖縄振興開発特別措置法などの「復帰特別措置」施策を講じてきた。しかし、これらが目的とした本土との経済格差の縮小は成し遂げられているのか疑問を呈せざるを得ない。逆にこれらの施策は沖縄の自立的発展を阻害し、結果的に米軍基地依存の行財政体制をより強固にするものとして機能しているにすぎない。沖縄全体の11%、特に沖縄島の21%が軍事基地とされた結果、沖縄人自らによる経済発展の追求や社会基盤整備に関する独自発展の権利が否定されている。これは「国家の経済的権利義務憲章」第1章（国際経済関係の基礎）g、f k項目及び同憲章第2章第 条（経済社会体制を自由に選択する権利）に違反している。

1. 『沖縄の米軍基地』沖縄県基地対策室 2003年3月発行 p432（3）復帰後の米軍航空機事故等及び、沖縄県警本部の資料に基づく「米軍関係 演習等関連事件・事故 航空機関連小計」（2003年12月末現在）との合計による。

【作成：琉球弧の先住民族会（AIPR）】

6. パラ 54・55（ウトロ）

「ウトロ（地区）は同社（日本国際航空工業のこと）が雇用するコリアン建設労働者の居住区域であった」と政府反論にあるが、同社がコリアン労働者を雇用したという根拠を具体的に示すべきである。戦時中の京都飛行場建設事業は文字通り官民一体の事業で、政府逋信省と日本国際航空工業の両者から工事委託を受けた京都府が飛行場建設工事などを直接請け負い、現地に京都府事務所を設置して、安価で強靱な労働力としてコリアン労働者が集められた。ディエン報告書の「日本政府によってこの地域に配置されたコリアン・コミュニティ」との記述は、ウトロ地区の歴史的発生原因として妥当な表現である。また、「終戦後、この地は契約者（現在の日産車体株式会社）によって所有され続けてきたとの記載は、事実を的確に述べたものではない。これでは、戦前は日本政府がこの土地を所有しており、終戦後に契約者が土地を取得したという誤解を招きかねないためである」とあるが、報告書に「戦前は、日本政府がウトロの土地を所有した」との記載はどこにもない。政府口上書の誤解（？）はいわば自作自演、その認識自体が誤りであり、報告書とは全く無関係の文章という以外にない。

【作成：ウトロを守る会】

7. パラ 57（外国人学校）

外国人学校の大学入学資格について、政府は、母国の学校で提供されている教育と法的に同等のものであると位置づけられた教育をおこなっているものと「公的に確認」できる外国人学校等に大学入学資格を拡大したが、朝鮮学校については朝鮮民主主義人民共和国と国交がないので「公的に確認」ができないとして学校単位での大学入学資格を認めなかった。しかし、同じく国交がない台湾系学校については、財団法人交流協会を通じて「公的に確認」を行うという柔軟な姿勢をとっており、差別的取り扱いである。大学入学資格拡大後も、高校課程の外国人学校のうち、朝鮮学校卒業生のみが、学校単位での大学入学資格を認められず、卒業生個々人が、志望する各大学から個別に高校卒業と同等以上の学力があると認められなければ大学入学資格がみとめられないのは、差別的取り扱いである。子どもの権利条約委員会も「日本にある外国人学校を卒業して大学進学を希望する者の資格基準が拡大されたとはいえ、依然として高等教育へのアクセスを否定されている者が存在すること」を指摘している（2004年1月30日総括所見）。

外国人学校のうち、学校への寄付金の免税措置がうけられるのは、欧米系の学校評価機関の認定を受けたインターナショナル・スクールや、日本への投資を促進するとの理由で、短期滞在の子どもたちが学ぶ学校などに限定されており、朝鮮学校をはじめとする、非欧米系かつ定住外国人の子どもたちが学ぶ外国人学校は、差別的に取り扱われている。ディエン報告はこの点を指摘しているであり、事実の誤解ではない。

【作成：師岡康子(外国人権法連絡会)】

8. パラ 59 (いわゆる「従軍慰安婦」問題)

日本政府は「このパラグラフにおける記述は特別報告者の権限とは何の関係もない」としている。日本政府は在日朝鮮人の中にも「日本軍性奴隷」被害者がいることを知らないようである。すでに2名(故ペ・ボンギ、ソン・シンド)が名乗出しており、名乗れない被害者も存在する。当然、特別報告者の権限と関連する。

日本政府は「『従軍慰安婦』を『性奴隷制度』ととらえるのは不適切である。」としているが、既に「性奴隷」は日本軍「慰安婦」であるとした特別報告者の報告書(E/CN.4/1996/53/Add.1)を1996年の国連人権委員会等で日本を含めた委員国が全会一致で採択している。

「性奴隷」問題は、第二次世界大戦で生じた賠償、財産および請求権の問題、サンフランシスコ講和条約その他の関連条約・協定・文書に含まれていない。

近年、韓国で公開された日韓条約締結のための15年間に及ぶ膨大な会議報告書ですら、一言半句の言及が無い。

日本政府も賛成し、採択された報告書では日本政府の法的責任が明らかにされている。多くの「性奴隷」被害者は、法的責任を明らかにすることを望んでいる。にもかかわらず日本政府は法的責任が無いとの前提でAWFを設立したのである。

このことは、被害者達に新たな苦痛を与えている。すなわち生活苦から、AWFを受け取る人と拒否する被害者間の軋轢を生み出した。

ラディカ・クマラスワミ報告が1996年に国連人権委員会で採択された以降、1997年から使用される日本の中学校社会科教科書(7社)には全て日本軍「慰安婦」問題の記述が含まれた。これは日本国の教科用図書検定基準に定められている「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。」との規定もあることから当然である。ところが2002年度から使用されている中学校社会科教科書から日本軍「慰安婦」との記述は全て無くなった。

【作成：朝鮮人強制連行真相調査団】

9. パラ 60 (外国人犯罪)

報告書 60 段落の主旨は、公的機関が「外国人嫌悪および外国人差別と闘うための適切な措置をとっていない」こと、さらに「差別を助長する役割を果たし」ていること、の二点である(報告書 94 段落の「日本人よりも潜在的に危険であるとみなされない権利」も参照)。政府コメントは、第一点目について言及せず、また二点目にはその一部に反論しているだけである。

差別の助長とは、効果の問題である。政府コメントが取り上げた二つの公的機関の措置は、差別的な効果を予期させるものである。

(1)警察作成ポスターなど

報告者には NGO から 5 種類の警察作成掲示文書が事例として提供された。たとえば 2003 年に都内銀行に掲示されたポスターは、こういう。「銀行帰りを狙う特異窃盗犯……」「犯人は東南アジア系・南米系・インド系外国人グループで女性が加わっている」。

(2)警察庁の記者発表

政府反論コメントは警察が「客観的なデータに基づいた分析を公表している」という。だが、かりにそうだとした場合その公式声明は、報告書がいうように「日本の治安問題は外国人に責任があるという誤った印象を広め」、差別を助長しうる。

警察庁は、来日外国人犯罪統計を毎年公表しているだけではない。多くの機会に治安全般の悪化を訴え、その要因として来日外国人犯罪を挙げている(例。2003 年「緊急治安対策プログラム」の対策項目の一つは、来日外国人犯罪対策)。これらの公式声明や政策を、報道は好んで取り上げており、世論に影響をあたえている。

なお、治安全般の悪化(犯罪数の急増や犯罪の凶悪化)という統計分析には、警察庁関係者、元法務省研究官をふくむ複数の専門家が、疑問を呈し、あるいは否定している。来日外国人犯罪を治安悪化の要因だとする分析についても同様である。

【作成：すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク(RINK)】

10. パラ 62 (東京都知事の差別発言)

日本政府は、特別報告者が「知事の言葉を不正確に引用することにより、発言の真意をゆがめている」と反論している。しかし、石原慎太郎・東京都知事が 2000 年 4 月 9 日、自衛隊員の前で演説した発言を正確に記せば、「今日の東京をみますと、不法入国した多くの三国人、外国人が非常に凶悪な犯罪を繰り返している」と言い、「こういう状況で、すごく大きな災害が起きた時には大きな大きな騒擾事件すら想定される状況であります。[略]だからこそ、そういう時に皆さん[自衛隊]に出動願って、災

害の救急だけではないし、やはり治安の維持も一つ皆さんの大きな目的として遂行していただきたい」と、都知事は言ったのである。すなわち都知事の真意は、日本の犯罪者総数の中でわずかにすぎない「外国人犯罪」をことさら強調し、また 1945 年、植民地支配から解放された在日朝鮮人・台湾人を差別し排撃するために当時使われていた「三国人」という言葉を意図的に使い、さらに「外国人による大きな騒擾事件すら想定される」などというフィクションを作り上げ、外国人に対する偏見と憎悪を日本人に喚起させることによって、自衛隊による「治安出動・首都制圧演習」の実現を期すことになったのである。

また 2 番目の発言において、都知事はその文章の最後に「積極的な移民政策の実行に踏み切るべき」と記している。しかし、文章全体から読み取れる都知事の真意は、その平凡な結論にあるのではなく、「いかなる政治をも信用しない中国人の極めて現実的な DNA は、わが身の経済的状況の向上こそをほとんど絶対の目的とするが故にも、その [経済的] 隔差を踏まえて大挙日本に押し寄せてき、その願望をかなえるためには堂々と盗みもする」(『産経新聞』2003 年 8 月 4 日) と、特定の民族を名指して徹底的に貶めることになったのである。都知事のこれらの言説は、外国人嫌悪・人種主義発言である。「発言全体の文脈」を意図的に捻じ曲げているのは、日本政府なのである。

【作成：在日韓国人問題研究所(RAIK)】

11. パラ 67 (外国人の労働環境、医療へのアクセス)

2003 年に港町診療所が外国人の医療実態調査を実施した。患者 1 万 865 名中 1 万 699 名 (99%) が健康保険を持っていなかった。そのほとんどは在留資格のない外国人であり、彼/彼女らは健康保険に加入することができていなかった。また、ある地方では在留資格があっても健康保険に加入していない外国人が 6 割近くにも達していた。このように外国人は健康保険を持つことは難しく、適切な医療を受けることはできない。

ごく僅かの地方自治体が限度額のある緊急医療費補填事業を行っているが、日本政府は外国人にたいして緊急医療費の補填や健康診断を実施しておらず、最低限の医療さえ保障していない。その社会に住む人びとの健康を維持していくため、病気の治療と予防の視点が重要であるが、日本政府にはそれが欠落している。しかも入管収容や取り締まりにより多くの外国人は精神的・身体的疾患を被っている。日本政府のこのような対応は外国人の病気を引き起こし、ますます悪化させている。

労働基準法は、国籍や在留資格の有無を問わずして適用となっているものの、実態は、外国人労働者の雇用形態は殆どが有期契約であり、特に製造業などにおいては、日本人と比較して低賃金となっている。また、外国人研修生・技能実習生は、労基法など法令に違反して働かされており、また、それに対する権利回復、制度改善、予防などが不十分である。さらには、パスポートの取り上げや外出の制限など自由が奪われた状態で働かされている実態がある。

【作成：山村淳平(港町診療所)、移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)】

12. パラ 68 (インターネット上の差別メッセージ)

業界団体の自主的規制などについては、団体加入プロバイダは少なく、ガイドラインに強制力はもたないためにこのガイドラインを守らないプロバイダが多数いる。また個人や法人が名誉毀損などを訴えた時には比較的対応するが、部落住民、在日コリアン、障害者等の特定集団全体に対する差別については対応していないケースが多数ある。

ガイドラインにそったプロバイダ約款はわかりにくいところにかかっているために、約款があることす

ら知らず、報告が少ないために適切な処理がおいつかない現実を政府は直視するべきである。一団体である当研究会に 2005 年度において年間 2100 件ものインターネットでの問題に対する相談がなされたことがそれをものごとっている。

プロバイダが自発的に削除した事例は少なく、プロバイダとなんどもメールとのやりとりの中で削除されており、プロバイダを過大評価し、事実から目をそらしていると言わざるをえない。

プロバイダ責任制限法はプロバイダの対応によって協力の度合いが違いため、実際には泣き寝入りするケースが少なくなく、個人の誹謗中傷のみに対応しており部落差別など特定集団全体に対する差別については実行力がない。

これはこの法律が審議された際の国会でも、当時の副大臣の答弁によって個人を対象としていることはあきらかである。また削除要請に対する法務局の対応でも「B,K は基地外」という内容を法務局に報告したところ、B は部落、K は在日コリアンに対する隠語であり、基地外はキチガイという意味であるにもかかわらず、B、K はイニシャルかもしれないし、基地外は基地の外という意味であるということから差別ではないとして取り合わなかったと報告されている。

このような差別書き込みの実態中には、公務員からの書き込みもみられる。これは人種差別撤廃条約第四条 c に違反しており、一般的な書き込みに対しても国際人権規約第二十条に違反している。

さらに、「差別するのは当然である」というような書き込みがインターネット上に多く見られる。これは明らかな差別の扇動行為であるにも関わらず、日本政府の取っている措置では、これらを一切処罰できない。

このような国際法上禁止されている行為については罰則を国内法上整備すべきであり、また人種差別撤廃条約第四条 a.b への留保を撤回すべきである。

【作成：反差別ネットワーク人権研究会】

13. パラ 72 (マイノリティに関する歴史の記述・教育)

報告書は、部落問題に限らず、アイヌ民族・沖縄の人びと(ナショナル・マイノリティ)、コリアン・中国人コミュニティ、移住者を含むマイノリティの文化・歴史・価値体系、日本の植民地支配や差別の歴史が適切に教えられていないため、根深い文化的・歴史的差別が生じていることを指摘している。政府は、これらの指摘には全く反応していない。

報告書に挙げられている著作物は、明らかに人種差別撤廃条約に規定されている「差別表現、あるいは差別的な思想・文書の流布」であるが、政府は何の対策もとっていない。

政府文書で挙げられている 2002 年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の目的には、部落問題をはじめとする差別撤廃が取り上げられてはいるが、学習指導要領に部落問題をはじめ差別撤廃のための教育が位置づけられていないために、すべての学校でこのための教育が行われることとはなっていない。

例えば、部落問題に関しては、以下のような実態が現状としてあり、「重要視されていない」と当事者が受けとめていることを正面から受け止めるべきである。

1. 小学校、中学校、高等学校での日本の歴史を扱った教科書を分析したとき、部落の歴史を取り上げていない教科書が一部にみられる。また、部落の歴史が取り上げられているものでも、分量が限られていたり、今日の研究成果が反映されていないものがみられるという問題がある。

参考資料：足立翔治「歴史教科書における部落問題の記述比較検討 - 小学校・中学校・高等学校の現行課程版

(2002年度版)を中心に「教育実践研究」5、2005年

2. また、教科書に部落問題の記載があるにもかかわらず、実際の授業では教えていない学校が少なくない。また、教えている場合でも、その方法が適切でないため、おもしろ半分に、または相手に打撃を与えるために部落に対する賤称語が子どもたちによって使われるという事件が後を絶たない現状がある。このように、教科書に記載があったとしても、極めて不十分な実情がある。
3. このため、学習指導要領に部落差別撤廃のための教育を明確に位置づけるとともに、小学校、中学校、高等学校での日本の歴史等を扱った教科書に、部落の歴史を必ず含むこと、その際、最新の研究成果を反映したものとするとともに、部落の人びとが、産業や文化、人権の面などで果たしてきた積極的な面を含むことが必要である。また、これらの教科書を使った効果的な授業方法の開発と奨励が求められている。

【作成：BLL/BLHRRI】

14. パラ 74 (勧告：人種差別の公的認知と被差別集団の実態調査、政府の政治的意志の表明)

日本政府は、人種差別撤廃条約によって救済される対象として、被差別部落出身者、沖縄・琉球人、婚外子などを認めておらず、アイヌ民族も先住民族として認めていない。こうした公的認知の欠如は、差別撤廃の大きな障害である。さらに、人権教育・人権啓発基本計画は、日本における被差別集団がどのような背景から差別や偏見の犠牲となり、どのような人権侵害の被害者となってきたかを、歴史にさかのぼることを含めて、分析していない。また、こうした差別によって、だれが利益や便益を受けたのか、行政はどのような責任を負うべきなのかも一切明確にされていない。それに伴い、被差別集団に対し、差別撤廃政策の基礎となるいかなる実態調査も日本政府の責任の下で行われていない。基本計画にあるのは、差別は心の問題として無くさなければならず、啓発のビデオや講演を単発的に見たり、聴いたりしようという実績作りだけである。この結果、人権教育・人権啓発がどの程度の効果を挙げており、さらに残された課題は何かといったきちんとした評価が被差別当事者など適切な第三者によって行われたこともない。加えて、人種差別撤廃委員会の勧告も誠実に履行されておらず、十分な国内広報さえ行われていない。こうした点から、差別発言、差別行為は政治家のそれを含めて日本各地で繰り返されており、政治的意思が明確に表明されていないことは差別撤廃に関する大きな問題のひとつである。

【作成：上村英明(市民外交センター)】

15. パラ 75 (勧告：公務員による差別的発言への対応)

日本においては、自由権規約や人種差別撤廃条約に加入した後も、石原都知事をはじめ政治家たちが人種主義による言説を弄し、差別発言を繰り返している。石原慎太郎氏の2000年4月の「三国人」発言に対して、人種差別撤廃委員会は「当局がとるべき行政上または法律上の措置をとっていない」と指摘したが(2001年3月)日本政府は、都知事の発言が「人種差別の助長等の意図を有していない」ものとして擁護し(同年8月)是正措置をとらなかった。

石原都知事はその後も、口上書10段落へのコメントにも詳述したとおり、人種差別的な発言や記述を繰り返している。2006年9月15日には、警察庁・防衛庁・総務省消防庁・海上保安庁が後援するシンポジウムにおいて、「不法入国の三国人、特に中国人ですよ。そういったものに対する対処が、入国管理も何にもできていない」と発言した。石原都知事は、2000年の「三国人」発言の後には、「今後は、誤解を招きやすい不適切な言葉を使わない」と表明し、同年4月19日、文書で「一般の外国人の皆さんの心を不用意に傷つけることとなったのは不本意であり、極めて遺憾」と陳述したにもかかわらず、

再び同様の暴言を繰り返した。

他にも、江藤隆美・衆議院議員は2003年7月12日、「[東京の繁華街]新宿歌舞伎町は、第三国人が支配する無法地帯。[略]韓国やら中国やらの不法滞在者が群れをなして、どろぼうやら人殺しばかりしている」と発言。また麻生太郎・総務大臣(現・外務大臣)は2005年10月15日、「一文化、一文明、一民族、一言語の国は、日本の他にはない」と放言した。また、森元首相の、自らの内閣が「私生子のように生まれたと言われるのは不愉快である。」という発言に代表されるように、差別的比喩による婚外子に対する差別発言が国会で常態化している。

このような、「選挙によって選ばれた公務員」による度重なる暴言は、「国または地方の公の当局がその権限に基づいて、人種差別を助長し又は煽動する行為」である。これに対して、何一つは正措置をとろうとせず、度重なる差別的発言を黙認している日本政府は、人種差別撤廃条約が第4条(c)項で定めている締約国の義務を意図的に懈怠していることは明らかである。

【作成：RAIK】

16. パラ76(勧告：差別禁止・処罰法の制定)

政府は「憲法によって人種主義や外国人嫌悪が禁じられ、人種差別によって被害を受けた被害者は損害賠償を請求することができる」としている。しかし、民法上の不法行為を立証するには被害者が被害事実の全てを証明しなければならず、隠蔽化されている人種差別の現状において、物的証拠のない差別発言や差別行為を立証することは非常に困難である。そのため、現在の法制度では差別による被害者の立場に立った判断を行うことは難しく、被害者が被害者として訴え出ることが難しい状態となっている。また、被害者が特定の個人である場合は侮辱罪や不法行為などによって規制することもできるが、被害者が不特定多数の集団である場合、例えばインターネット掲示板などで見られる「朝鮮人はゴミだ」といった誹謗中傷については、現行法では規制する手段がない。従って、民法上での判断ではなく、あらゆる差別を禁止すると明言した差別禁止法の制定が必要不可欠である。

そして、人権擁護法案では、該当する差別として人種・民族・信条・性別・社会的身分・障がいなどが挙げられているが、そこでは国籍による差別が含まれていない。現在の日本社会では日本国籍の有無が重要視され、差別の大きな原因となっている。その象徴として、2005年の通常国会で人権擁護法案の再提出に向けた動きがあった際、自由民主党からは「北朝鮮政府の意をくんだ人物が入りかねない」などとして人権擁護委員の資格要件に国籍条項を付けるという動きがあった。これはまさに国籍による差別である。人権擁護法案の審議過程でこうした問題が出てくるということは、日本政府が外国人差別の現状を把握していないことの現れである。

さらに、ディエン報告書の76段落で挙げられている「結婚の領域における差別」について言えば、人権擁護法案審議過程において、社会的身分の典型例である婚外子に対する法制度上の差別についての言及が一切ない。また、政府は婚外子に対する人権啓発を全く行っておらず、社会的差別すら容認した「民法の解説書」が公刊されている有様である。あらゆる人権を擁護しなければならないと考えるのであれば、政府は日本社会における差別の実情を謙虚に受け止め、差別を禁止する法律を早急に策定するべきである。

【作成：多民族共生人権教育センター(MEHREC)】

17. パラ77(勧告：差別的身元調査の禁止 / IL0111号条約の批准)

1. 戸籍は家族単位で記載されるため、婚姻の状況や親族関係を知ることができる。また、祖先の出身

をたどることができるので、被差別部落出身や外国籍からの帰化などを知ることができる。

2. 国・地方公共団体の職員、弁護士、司法書士、行政書士を含む特定の9業種は、「職務上請求書」を利用して、他人の戸籍を本人の知らない間に取得することができる。2005年1月以降、兵庫県、大阪府、愛知県、東京都などで、この「職務上請求書」を悪用して、複数の行政書士が戸籍謄本などを大量に不正取得して民間の調査会社から報酬を得ていた事実が次々に発覚した。調査会社は、部落出身を含み採用予定者の身元を調べたい企業や、子どもの結婚相手の家系を知りたい親などの依頼を受けていた。婚外子は、婚外子であることが戸籍に一見して明瞭に記載されており、ただちに差別につながる。
3. 被調査者が部落出身者でないかどうかを調べる場合、不正に得た戸籍の照合の基になるのが「部落地名総鑑」である。1975年に存在と大量の流布が発覚した「部落地名総鑑」はその全容は不明であり、すべて回収されたわけではない。事実、2005年末から2006年始めにかけて、大阪の調査業者から新たに3冊の「部落地名総鑑」が回収された。この内2冊は、これまで確認されていなかった新しい種類の「部落地名総鑑」である。深刻な問題は、これら新しい2種類の「部落地名総鑑」が、いずれも原版ではなく、コピーされたものだという点である。まだまだ多くの調査業者によってこれらの「部落地名総鑑」が所持されている可能性は少なくない。
4. 2006年9月末に、大阪の調査業者から、フロッピーに記録された2種類の「部落地名総鑑」が回収された。2種類ともこれまで発見された「部落地名総鑑」がデータとしてフロッピーに保存されていた。データは簡単にコピーできることを考慮したとき、極めて深刻な被害を与える可能性が大きい。
5. これら現実を直視したとき、「部落地名総鑑」等を使った差別身元調査なり、就職差別を禁止する法律の早期制定とILO111号条約の早期批准が求められているといわねばならない。
さらには、戸籍を個人単位にするか、事件別の登録にする等、戸籍制度の抜本的改革が不可欠である。

【作成：BLL/BLHRRI】

18. パラ 78 (勧告：差別禁止規定を含む人権擁護法の早期制定)

19. パラ 79 (勧告：国内人権機関のあり方 / 差別問題専管部局の設置)

20. パラ 80 (勧告：人種差別と闘う国内行動計画の起草)

ディエン報告書の78-80段落は、差別禁止規定を含む法律の早期制定や、国内人権機関および差別問題専管部局の設置、また、人種差別と闘う国内行動計画の起草など、幅広く具体的な勧告を行なっている。日本政府は、その全てに対して、2003年に廃案となった「人権擁護法案」の内容を説明し、その国会再提出の検討していることを示すにとどまっている。

差別禁止規定を盛り込むなど、歓迎すべき点もあるが、人権擁護法案には多くの問題点があった。日本政府は、同法案によって設立が提案されていた人権委員会は「パリ原則にしたがって、内閣や法務大臣の影響を排除するための高度の独立性が確保される予定であった」としている。しかし、この人権委員会が法務省の外局として設置されることや、事務局が主に法務省からの出向による職員によって構成される予定であったこと、また、地方における組織基盤が脆弱であることなど、独立性や実効性、提言機能の確保などに重大な懸念があり、おおよそパリ原則に合致するものではなかった。さらに、同法案で禁止される差別に、婚外子に対するものや国籍にもとづくものが含まれていないという欠陥もある。

このような法案に対してすら、人権委員会の委員任命における国籍条項の付加を主張したり、成立自

体に反対したりする人種主義的な論調が国内に存在する。政府には、抜本的に法案を改善し、強い意志を持って、差別撤廃のために真に効果的な法律の制定に向けて全力を尽くすことが求められる。

報告書は、第 79 段落で、「政府が部落差別を含む差別問題を特に取り扱う適切な行政部局を設置すること」を勧告しているが、政府の文書はこれには何ら触れていない。日本政府はこの文書の冒頭で、「人種差別と闘うためにあらゆる措置」をとってきたと明言している。その姿勢を維持するならば、勧告を履行しない理由がない以上、人権擁護法案の制定とは別途に、直ちに適切な措置をとり、差別問題を専門に取り扱う行政部局を設置するべきである。

報告書は、第 80 段落で、緊急の課題として、人種主義・人種差別および外国人嫌悪と闘うための国内行動計画が、マイノリティとの緊密な協議のもとで策定されることを勧告し、またその行動計画がダーバン宣言および行動計画を踏まえたものであることを求めている。このことにも、日本政府の文書は全く触れていない。

2001 年に国連が開催した「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」(ダーバン会議)において、人種主義・差別撤廃に向けた 122 項目の宣言と 219 項目にわたる行動計画が採択された。この行動計画では、「国家に、自国が参加した地域会議の宣言や行動計画において同意したすべてのコミットメントを着実に実施し、他の関連する文書や決議に掲げられた目的に従い、それらの規定に応じて、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容と闘うための国家政策や行動計画を策定するよう要求する。(後略)」(167 段落)をはじめ、(国家人権委員会の有無にかかわらず)立法を含む国内政策および行動計画を策定するよう繰り返し要請している。しかし、日本政府は 5 年以上を経た 2006 年 12 月現在において、国内行動計画をいまだに策定していない。

国連総会は 2006 年 12 月 19 日、ダーバン会議の宣言および行動計画の実施をめぐるその後の取り組みに関して、「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の完全撤廃をめざしたグローバルな努力、ならびにダーバン宣言および行動計画の包括的实施とフォローアップ」(A/61/441)という決議を採択した。

同決議は、各国政府に人種主義、人種差別などと闘うための施策の包括的实施を求め、「国内行動計画をまだ策定していない政府に対して、ダーバン会議において約束された各国のコミットメントに基づくこと」(27 段落)を求めている。

日本政府は、この決議に賛成しているだけに、国内行動計画を早期に策定・実施することによって、国際的な約束を果たすことが求められている。

報告書の勧告では人権委員会が行動計画を起草することを求めているが、国家人権委員会の有無に関わらず行動計画の策定を求めているダーバン宣言から 5 年も過ぎていることを考えれば、人権委員会が発足するのを待つのではなく、前述のように政府が差別問題専管部局を設置するなどして、政府の責任において緊急の課題として作成することが求められる。

【作成：IMADR-JC、藤本伸樹】

21. パラ 81 (勧告：「不法滞在者」通報制度の廃止)

この通報制度は、ある人が外国人かどうか、また在留資格の有無について、その人の外見で判断させることを政府機関が促しているものである。国籍は外見で判断できず、また、外国籍者だとしても、その在留資格の有無は、本人のパスポートなどを確認しないかぎり分からない。そうした状態の中で「不法滞在者と思われる人」を何とか疑おうとすれば、「外国人風」という外見や人種や民族、言語上の特長によらざるを得ない。つまり、今回の通報サイトによって標的にされるのは、日本国籍者も含む人種

的、民族的、言語的マイノリティであり、さらにその中でも、「不法滞在者」が多いというイメージを持たれている国の出身者ある。外見でその人が「入管法違反者かもしれない」と判断させることは、その人に対して否定的なイメージを作り出し、差別と偏見を助長するものである。

この点については、ディエン報告書の 61 段落においても「市民は他人の国籍を調べることはできないので、ある人が不法滞在者ではないかとの疑いをもちうるのは、人種的・言語的特徴に基づく「外国人らしさ」によってのみである。この制度は、人種を理由とする犯罪者推定と外国人嫌悪を直接扇動するものである。」と指摘されているが、日本政府は、これについては何ら見解を示していない。

また、インターネットは、他の通信技術と比較して極めて安易に情報発信ができるものであり、電話や郵便と同列に論じることは出来ない。匿名性については、IPアドレスを自動的に取得されているとはいえ、これは、送信元のコンピュータは特定できても、送信者を特定できるものではない。

【作成：移住連】

22. パラ 82 (勧告：歴史教科書の見直し)

日本政府「口上書」22 段落で、「過去の一定期間」という曖昧な表現を用いている。いつのことかきちんと説明していないが、日本による植民地支配は、戦争中に限ったことではないことをまず政府は認識し、明らかにすべきである。日本が戦争を始める以前、近代国家が始まったとほぼ同時に、日本は沖縄や北海道に対して、最初は外交手段を用いながら、様々な形で圧力をかけて植民地化していった。その延長上に、アジア侵略や戦争があるのである。戦争中の危害だけでなくそのような歴史も教科書においても明らかにされる必要がある。

政府文書には、「多くの国々 - とくにアジアの国々 - の人々に加えた相当の危害について記述していない歴史教科書は存在しないのであるから、この要請は現実の誤解に基づくものである」とあるが、ディエン報告書にある「この要請」を満たすほどの記述をしている教科書はないので、「誤解」ではない。また、扶桑社教科書を含め、日本のアジア侵略を「相当の」危害であるという認識のうえで記述されていない教科書が複数ある。さらに、90 年代の歴史教科書、中学校は 97 年版、高校は 94 年版と現行本の日本の戦争に関する記述を比較すれば、明らかに後退していることが明白になる。

「マイノリティ差別の問題については公民教科書で触れられている」とあるが、同様の理由で事実と反する。しかも「公民教科書」が、中学校と高校のいずれの教科書を指すのかが意図的に曖昧にされているのではないか。前者なら、扶桑社版には「マイノリティ差別」が記述されているのかどうか、政府に立証責任がある。全発行者の関連記述を引用すべきである。

報告書で、マイノリティの歴史をよりよく歴史教科書に反映させるために提示されている複数の提案に関して、政府は何ら回答を行っていない。

特別報告者が勧告するとおり、内容を正しく反映した教科書が学校で広く使用され、教育現場において過去の戦争犯罪や植民地支配、マイノリティの歴史が正確に教えられるよう保障するため、学習指導要領の改訂を行なうべきである。また、教科書の採択に教員や地域社会の意見が反映させられるよう、検定・採択過程を民主化することが求められる。

また、地域の通史の編纂に関する勧告についても、前向きに受け入れ、歴史教科書・歴史教育への反映を含めて政府はきちんと実現すべきである。

【作成：子どもと教科書全国ネット 21】

23. パラ 84 (勧告：被差別集団の文化促進プログラム)

1. 1969年の同和対策事業特別措置法制定以降の同和行政によって、環境改善面を中心に部落の実態は改善されてきている。また、この間の教育・啓発活動によって、部落に対する差別的な見方も改善されてきている。
2. しかしながら、2005年度に実施された鳥取県や大阪府等の自治体によって実施された県民や府民の意識の実態をみたとき、部落に対する否定的な見方は依然として深刻なものがある。また、これまでの特別措置に基づく施策に対する「ねたみ差別」も強い。
参考資料：奥田均「忌避意識に支えられる差別意識～2005年大阪府人権問題意識調査より」月刊ヒューマンライツ 221、2006年8月号所収
3. こうした、部落に対する否定的な見方や「ねたみ差別」を克服するための積極的な教育・啓発が求められている。このために求められていることの一つは、日本の歴史の中で、部落の人びとが重要な産業（たとえば皮革や食肉関連産業など）を担い、文化（能や歌舞伎はその当時賤民と呼ばれた人びとがつくり出してきたものであったこと）を担ってきたこと、人権確立の面（例えば水平社宣言は日本の人権宣言であると評価されている）で積極的な貢献をしてきていることを学校教育や社会教育、メディア等で教えることである。
4. 部落以外にも、アイヌ民族や沖縄・琉球民族など他の被差別集団の文化に関しても、日本政府が直接責任を負う形で、全国的にそれら文化や価値が教育されることはほとんどない。例えば、義務教育課程において、そうした多様な文化を学ぶプログラムは存在しない。

【作成：BLL/BLHRRI】

24. パラ 85（勧告：アイヌ民族に対する先住民族としての権利の保障）

日本政府がアイヌ民族を先住民族と認めていないことは、この権利が依然否定されているという点、並びに1997年、二風谷ダム裁判で司法がアイヌ民族を国際人権規約B規約第27条の先住民族と認め結審している点などから、政府自らによる公的差別が継続していることに他ならない。日本政府は、今から20年前まで国連に対し、国内に少数民族はいないと表現し、「単一民族国家」であることを誇示してきた。1991年に日本政府は、アイヌ民族を「少数民族」とであると認め、1997年には「アイヌ文化振興法」を制定したが、アイヌ民族に対する「先住民族」の権利ばかりでなく、「少数民族」としての権利も一切認められていない。それに伴い、政府によるアイヌ民族の人権状況の把握が行われず、その生活環境・社会環境改善の取り組みも消極的である。

アイヌ民族の古来からの土地・領土（land / territory）が日本の領土に組み入れられ、アイデンティティを否定された歴史的経緯が、日本の公的な教育制度の中で正確に教えられることはない。こうした歴史認識の欠如が、現代におけるアイヌ民族に対するさまざまな形態の差別の温床になっている。この点、ディエン氏のように現代的形態の差別を歴史的経緯から捉えることは不可欠であり、日本社会に欠けた重大な問題である。

アイヌ民族の日本への併合プロセスが進む中で、強制同化政策が取られ、アイヌ語の否定、アイヌ民族固有の生活文化や伝統的生業の禁止などが行われた。また植民地化政策によって膨大な資源が持ち出され、アイヌ民族をめぐる自然環境も激変させられた。こうした政策によって、アイヌ民族は社会の底辺に追い込まれた。その苦難の歴史の結果、現在アイヌ語話者はほとんどが高齢者であり、アイヌ文化継承者も圧倒的に少ない。さらに、アイヌ本来の文化を継承し、発展させていくためには、奪われた土

地や自然資源を利用する権利も欠かせない。アイヌ民族自身がアイヌ文化を取り戻し発展させる機会、「アイヌ文化振興法」のみでは不十分である。

アイヌ民族は、1987年以来、国連の人権関連会議に出席し、先住民族としての認知やILO第169号条約の批准を求めてきた。これに対し、日本政府は先住民族の定義が存在しないあるいは今回のように定義にあてはまるかどうか「明確に表明できる現状」にないと不誠実な態度を取って来た。これ自体がきわめて差別的な態度であり、パートナーシップのあり方として残念である。

先住民族アイヌの問題は、北海道の地域問題として捉えられ、次第に各課題の要素ごとに分断され、矮小化されて来ている。道外に住むアイヌ民族は、北海道で行われている福祉対策や実態調査で対象外にされるなどしており、国や他の自治体の責任体制の構築が求められる。

【作成：北海道ウタリ協会、レラの会（長谷川修、酒井美直）
市民外交センター（上村英明）】

25. パラ 89（勧告：朝鮮学校に対する差別的処遇の廃止）

大学入学資格については7段落に対する反論で述べた通りである。そもそも日本政府は、人種差別撤廃委員会が2001年に総括所見で指摘したように、外国籍の子どもたちを義務教育の対象としておらず、国際人権諸条約に明記されているすべての者の教育への権利を保障していない。外国籍の子どもたちは希望すれば日本の公立学校に入ることはできるが、日本語教育の機会は権利としては保障されていない。また、2004年子どもの権利委員会等が指摘しているように、マイノリティの子どもたちが自らのアイデンティティを確立する上で必要不可欠の、公立学校で自己の言語で教育を受ける可能性が極めて限られている。これらの問題により、特にニューカマーの子どもたちがかなりの割合で不就学となり、一切の教育から放置される状況が生み出されている。

他方、朝鮮学校をはじめとするすべての外国人学校は、正規の普通教育を行う学校として認められておらず、中央政府からは一切助成金を受けていない。各種学校として地方政府から認可を受けている学校もあるが、各種学校は正規の学校ではない。また、地方自治体の裁量によって朝鮮学校等に財政援助がされている例もあるのは事実だが、公立学校への中央・地方政府の援助の合計と比べると生徒一人当たり平均で20分の1程度しかない。2001年社会権規約委員会が勧告したように、マイノリティの学校が国のカリキュラムに従っている状況においては当該学校を正式に認可し、それによって、地方政府のみならず、国庫からの財政援助を得られるようにすべきである。

【作成：在日本朝鮮人人権協会】

26. パラ 90（勧告：在日コリアンの子どもに対する人種主義的暴力への対応）

在日コリアンの子ども・生徒に対する暴力行為や嫌がらせ事件は、特に日朝間に問題が生じた際に繰り返して発生してきた。その都度当事者および関係者が再発防止を求めてきたが、嫌がらせは止むどころか蔓延している。今年7月の朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射実験、10月の核実験後にも日本各地で嫌がらせ事件が発生している。2006年10月9日から11月7日の1ヶ月足らずの間に52件もの嫌がらせ事件が発生しており、朝鮮学校への脅迫電話がかかってきたり、学校の校門が赤いペンキで塗られるなどの被害が出ている。（在日本朝鮮人教職員組合調べ、2006年11月7日）また、日本の学校に通う在日コリアンの子どもたちについても、学校内での嫌がらせなどに対する日本政府の防止策や

啓発活動が不十分なため、非常に苦しい状況に置かれているが、そのことに対する認識も欠如している。日本政府が 90 段落で言及している予防措置・啓発活動は十分な効力を発揮しているとは言えず、その抜本的見直しが求められている。また、日本において人種差別、民族排斥行為そのものを罰する人種差別禁止法が制定されていないことによって、人種差別的動機に基づく暴力・暴言が単に刑法上の処罰対象として扱われている現状にも目を向けたい。これまで朝鮮学校の児童・生徒に対する嫌がらせ事件で逮捕または検挙したケースは、1994 年に発生した電車内での女子生徒のチマ・チョゴリが切り裂かれた件と男子学生が殴打された件とがあるが、それぞれ「暴行罪及び器物毀損罪」、「傷害罪」であった。これはごく少数の例であり、ほとんどの嫌がらせ事件は刑法で対処できていない。人種差別禁止法の不在が、嫌がらせを繰り返させる要因となっていることは疑いようのない事実である。

【作成：在日本朝鮮人権協会、MEHREC】

27. パラ 91 (勧告：無年金在日コリアンの救済措置)

政府は、「(国民年金)制度への加入及び拠出を行っていない場合、支給は行わない」というが、在日コリアンの無年金は、当初の国民年金法が「国籍要件」を有したため、加入も拠出もできなくて生じたものであり、彼らには何の責任もない。政府の反論は、この重要な事実に触れていない。

1982 年、日本の難民条約批准に伴う国内法改正で国民年金法の国籍要件が削除され、ようやく在日コリアンがその対象となった。しかし、その際、無年金者が生じないような経過措置がとられなかったため、一定年齢以上のものが制度的無年金者となったのである。

政府は「長きにわたって拠出してきた同年齢の日本人にとって公正さを欠く」というが、まったく逆のことが起きていることを指摘しない。年金への加入が任意だった時代に未加入だったため無年金となった障害者を救済するために、2004 年、特別立法が制定されたが、外国人の無年金障害者は又してもその対象外とされた。加入が任意だった時代に未加入のため無年金となった日本人障害者は救済されたのに、「国籍要件」のため加入できなくて無年金となった外国人障害者は救済の対象外とされた。これこそが「公正を欠く」ことではなからうか。

さらに、政府文書に、「厚生年金制度は...外国人を含むあらゆる被用者を対象とし、平等な処遇を行なっている。」とあるが、在日コリアンは、厳しい就職差別のため、厚生年金を設けているような企業に就職することはできなかった。制度は存在したかもしれないが、実質上共済年金や厚生年金の対象者となるようなことはありえなかったことを認識すべきである。

2000 年に介護保険制度が施行された際、無年金の在日コリアン高齢者に対する配慮は全くなされず、一律に強制加入とされ、保険料を徴収されることとなった。また、保険料額を決める際、老齢福祉年金受給者が最低所得者として最低額に設定されているが、在日コリアン高齢者は老齢福祉年金の受給権すら与えられてないにもかかわらず、老齢福祉年金受給者よりも 1 つ高いランクの保険料額に設定されている。

さらに、このことによって保険料未納期間が 2 年を経過したために、本来 1 割の負担でいいところを、実費全額を負担せざるを得なくなり、介護保険サービスを受けたくても受けられない高齢者も発生しており、早急かつ適切な対応が必要である。

【作成：田中宏、MEHREC】

28. パラ 92 (勧告：ウトロ在住在日コリアンの居住権保障)

「最高裁が 2000 年 11 月に地権者有利の判決を言い渡した。政府は司法機関の判決を尊重しなけ

ればならない」と政府反論にあるが、既存の国内法の視野だけで結論を導いており、国際人権法の国内の実施という核心問題が欠落している。2001年4月、国連・人種差別撤廃委員会は日本政府報告書に対する最終見解で、「憲法第98条が締結国によって批准された諸条約が国内法の一部である旨を規定しているにもかかわらず、本条約の規定が国内裁判所によってほとんど援用されないことについて、委員会は懸念をもって留意する」と述べた。同年8月、国連・社会権規約委員会は日本政府報告書に対する最終見解で、「社会権規約の規定の多くが憲法に反映されているにもかかわらず、締結国が国内法において規約の規定を満足いく方法で実施していないことを懸念する」と指摘し、司法判断を含めて条約内容を国内で十分に実施するように勧告した。現実には、日本国内では国際人権基準に反する判決が繰り返されている。社会権規約委員会で取り上げられたウトロ判決はその典型例である。同委員会は「締結国が現在、ウトロ地区に住む韓国・朝鮮人の未解決の状況に関して、……日本社会のあらゆるマイノリティ集団に対し、……法律上および事実上の差別と闘うため、締結国が引き続き必要な措置をとるよう勧告する」と述べている。日本政府は人権条約上の国家の義務を誠実に履行すべきである。

ちなみに、社会権規約11条1項「居住の権利」では、強制立ち退きは原則として規約に反し、締結国は「自ら強制退去を控え」なければならないと解釈されている。政府は住民がホームレスにされる最悪の事態を避けるため、まずは住民との対話を行い、事前の救済措置を実施すべきである。もし、判決が執行されて最悪の結果を招けば、人権条約に対する締結国の義務違反が問われ、国際人権機関や他の条約締結国から「人権上、さらなる懸念の対象である」との批判を免れないだろう。

また、「ウトロに関わる報告と勧告は宇治市役所への訪問、調査を経ずに書かれた可能性が高く、したがって報告書には十分に正確ではない側面が含まれている場合がある」とあるが、彼の宇治市訪問が実現すれば、ウトロ問題にかかわる地方行政の問題点が歴史的経過を含めてより明確にされるであろう。政府は国連・社会権規約委員会から「差別と闘うための必要な措置」を勧告されているが、ウトロ住民に対して何らの救済策を行わず、宇治市は住民から要望されている実態調査すら未実施のままである。

【作成：ウトロを守る会】

29. パラ94（勧告：外国人差別の根絶／公共の場所へのアクセス保障）

まず雇用について、日本政府は「人種、国籍を理由とする労働条件や就職斡旋業における差別的取扱いが禁じられている」と主張しているが、現場において十分浸透しているとは思えない。特に、外国人研修生・実習生の受け入れが進む中で、「研修」に名を借りた苛酷な労働実態は深刻化しており、最低賃金以下の給料、不当な残業を強いられる事例が多数報告されている。また、在留資格のない労働者の場合、経営者がそのことを悪用して不当解雇や差別的賃金格差といった労働基準法違反を行っていることも多い。さらに問題なのは、在留資格がないことが入国管理局に発覚するのを恐れ、被害に遭っていることを申告できないことである。また、就職活動の差別も根強い。大阪府教育委員会が1995年から98年にかけて、91年から94年の間に府立高校を卒業した外国籍生徒を対象に行った追跡調査（回答数は2024）によると、4年制大学に進学した外国籍生徒の31.4%が就職活動の際に「国籍や民族による差別を受けた」と答えている（『毎日新聞大阪版』2000年8月26日付）。加えて、公務員の任用においても、役所の管理職や消防士への登用に国籍条項を設けている自治体が多数存在しているほか、学校教員の採用でも外国籍の人は「教諭」ではなく「専任講師」扱いとなるなど、自国民中心主義が依然根強い。

社会保障についても、日本国民と外国人を同様に扱っているとは言い難い。例えば生活保護法では、外国人に対しては「準用」扱いとされ、異議申し立てができないことになっている。しかも、その対象

範囲は「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格を持つ人に限られている。また、国民健康保険への加入についても、外国人登録をし、1年以上居住見込みのある人でないと対象とされない。これらの点から見ても、外国人への社会保障の適用には厳しい制限が存在していると言える。

住宅についても、入居差別は日常化し、大阪や尼崎の事例では訴訟も提起されている。また、外国人は保証人を2人つけなければいけない、保証人は日本人でなければならないなどの規定を設けている不動産仲介業者もある。

さらに、外国人に対する入店拒否の問題も深刻である。1998年6月には浜松市の宝石店でブラジル人女性ジャーナリストが、1999年9月および2000年10月には、小樽市の入浴施設で外国籍住民と日本国籍を取得した米国出身男性が、そして2004年9月には、大阪府大東市の眼鏡店でアフリカ系アメリカ人男性がそれぞれ入店拒否に遭っている。これらの事件は裁判が提起されたことで広く知られるようになったが、実際には泣き寝入りを強いられている場合が相当数に上ると考えられる。

以上のように、外国人に対する差別的取扱いは日々陰湿化し、その上（国際結婚と外国人住民の増加に伴い）人種的理由によるものがますます表面化し、解消には程遠いのが現状である。

【作成：MEHREC】

30. パラ 95（勧告：文化を通じた外国人差別との闘い）

日本政府は反論書の中で、文明間・文化間対話、外国文化の紹介、日本文化の発信という三つの分野についての言及をおこなっている。これらを一定評価しつつも、ディエン報告で最も重要な観点は、「他者の文化の奥深さに関する知識を促進することを通じて、外国人に対する偏見と闘う措置をとる」ことであり、そのためにもディエン報告の勧告 84 段落で指摘されている、被差別集団の文化促進プログラムを充実させることが必要である。特に公教育機関におけるマイノリティの児童・生徒に対する言語・文化・歴史教育の保障は重要である。

日本に居住するマイノリティの多くは日本の公立学校に通っているが、そこではあくまで「日本国民としての教育」が行われているため、自らのアイデンティティの喪失状態におかれている場合が大多数である。同時に、そうしたマイノリティに対するまなざしが欠落した教育現場で、日本人児童・生徒と外国人児童・生徒の深い相互理解を促進することは極めて困難なことである。したがって、公教育機関におけるマイノリティ教育を充実させることによって、より深い相互理解を促進するためのプログラムを実施しなければならない。同時に、すでに各地でさまざまなマイノリティ集団が自ら、自立的に文化活動を行っており、こうした文化活動を政府として積極的に支援する措置をとり、同時に地域のマイノリティと日本人の交流促進のための措置をとることも、上記と同様の観点から極めて重要だといえる。

また文化を通じた差別との闘いにおいて、マイノリティの現状を広く、正しく伝えるためのメディアの役割も極めて大きい。しかし政府はこうした差別と闘うためのメディア戦略をまったく持っておらず、またマイノリティ集団との協力もとられていない。

【作成：コリア NGO センター】

日本政府「反論文書」の各パラグラフ番号の後の（ ）内小見出しは、IMADR-JC 事務局による。

人種差別撤廃NGOネットワーク

代表世話人： 武者小路公秀（反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）理事長）

参加団体・個人（50音順・2月26現在81団体19個人）:

団体	会)
ARC (Action for the Rights of Children)	コリア渡来人協会
I女性会議	NPO 法人京都コリアン生活センターエルファ
アイヌ資料情報室	国賠ネットワーク
アイヌの女の会	特定非営利活動法人 コリア NGO センター
アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」	「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会
アジア女性自立プロジェクト	在日外国人「障害者」の年金訴訟を支える会
アジア女性資料センター	在日外国人の年金差別をなくす会
アプロ女性実態調査プロジェクト	在日韓国人問題研究所 (RAIK)
アムネスティ・インターナショナル日本	在日韓国・朝鮮人高齢者の年金裁判を支える会京都
移住労働者と連帯する全国ネットワーク	在日韓国民主女性会
インターネット上の差別に反対する国際ネットワーク (INDI)	在日コリアン青年連合 (KEY)
うさちゃん騎士団 S C	「在日」女性の集まり「ミリネ」
ウトロを守る会	在日朝鮮人・人権セミナー
「枝川裁判」支援連絡会	在日無年金問題関東ネットワーク
江戸川ユニオン日本語教室	狭山事件を考える青森県住民の会
海老名解放教育研究協議会	市民外交センター
沖縄市民情報センター	障害年金の国籍条項を撤廃させる会
外国人入権法連絡会	特定非営利活動法人 人権センターとちぎ
外国人の子ども教育と人権ネットワーク	人材育成技術研究所
外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会 (外キ協)	すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク (RINK)
(財)解放教育研究所	世界人権宣言大阪連絡会議
社団法人 神奈川人権センター	CCS 世界の子どもと手をつなぐ学生の会
かながわみんとうれん	全国大学同和教育研究協議会
カラカサン 移住女性のためのエンパワメントセンター	全国同和教育研究協議会
特定非営利活動法人 監獄人権センター	戦後補償ネットワーク
関西沖縄文庫	先住民族の権利ネットワーク
旧植民地出身高齢者の年金補償裁判を支える全国連絡会	先住民族の10年市民連絡会
共住懇 (外国人と共に住む新宿区まちづくり懇談	NPO 法人 多民族共生人権教育センター
	中国帰国者の会
	朝鮮人強制連行真相調査団
	『同和问题』にとりくむ宗教教団連帯会議

日本カトリック正義と平和協議会
日本カトリック難民移住移動者委員会
日本カトリック部落問題委員会
日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会
年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会
反差別国際運動(IMADR)
反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)
(財)反差別・人権研究所みえ
反差別ネットワーク人権研究会
ピースボート
ピープルフォーソーシャルチェンジ

フォーラム平和・人権・環境
社団法人 部落解放・人権研究所
部落解放同盟中央本部
社団法人 北海道ウタリ協会
民族差別と闘う大阪連絡協議会
ヤイユーカーラの森
ゆいまーる「琉球の『自治』」 万人のもあい
琉球弧の先住民族会(AIPR)
レラ・チセ
レラの会
和歌山市子ども会連絡協議会

個人

有道出人
一戸彰晃
于保田
金子マーティン
柴田文恵
辛淑玉
鈴木ベロニカ
宋恵淑
高嶺朝誠(高良勉)
土井桂子

丹羽雅雄
旗手明
福岡安則
藤本伸樹
藤本美枝
杜真矢
安原桂子
山田健太
山村淳平

連絡先：反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

〒106-0032 港区六本木 3-5-11 Tel: 03-3568-7709 Fax: 03-3586-7448

E-mail: imadrjc@imadr.org <http://www.imadr.org>
